

## 平成24年南丹市教育委員会第3回臨時会会議録 【非公開部分】

平成24年12月26日開催第3回臨時会において、議案第34号（11月19日からの継続審議）は南丹市教育委員会会議規則第16条第4項の規定事項に該当するものであることから、引き続き非公開として議事に入った。

### 日程5 議 事

#### 議案第34号 （継続審議）

南丹市立小学校再編整備基本構想の具体化について

（委員長）

前回までの継続審議において確認した検討内容と検討方法を踏まえ、「通学区域と通学方法」等に関して、園部中学校ブロックの具体化案についての継続審議を進めたい。

それに先立って、12月定例市議会で南丹市総合振興計画（後期基本計画）が可決されたことにより、現在検討している具体化（案）がどのような位置付けになるか説明を受けたい。その上で引き続きの論議を進めたい。

（事務局）

現在検討中の具体化（案）は、南丹市総合振興計画（後期基本計画）を上位計画とし、これに基づく小学校の再編整備の具体化を図る施策内容に位置づくこととなる旨について説明。

（委員長）

事務局説明のとおり、南丹市総合振興計画（後期基本計画）を上位計画と位置づけることについて了承願えるか。各委員の賛否を諮りたい。

（委員長）

※各委員一人一人に諮り、全員了承されたことを確認。

（委員長）

前回の教育委員会議では、再編による通学方法についてはスクールバス方式をとれば課題解決の方向性が見える旨、議論願ったところである。本日は、これに基づいてもう一方の通学区域について議論を深めたい。

(教育長)

市政懇談会において、西本梅小学校会場や知井会館会場等で通学時間に関することが取り上げられている。特に、西本梅小学校会場では中学生の通学問題の解消を求める意見も出されている。この点も十分念頭において検討願いたい。

(委員)

PTA 要望の多くは通学時間が短時間であることを望むものである。このことは、通学を検討する上では他の中学校ブロックとの共通した考え方に位置づけるべきことであると考ええる。

(委員長)

では、園部小学校校舎を拠点とした通学区域について検討したい。ここでの最大の検討事項は、想定される通学方法及び経路と最大の通学時間についてである。

(事務局)

想定される通学時間に関しては、現行の路線バスの運行状況から、西本梅小学校において園部小学校校舎近辺まで、最大で 35 分程度であると想定できる。

なお、想定路線及び時間の算出は、現行のバス路線をルートとして仮検討したものである。なお、中学校への通学現状として、西本梅小学校区から園部中学校へ通学する生徒は、途中、バスを乗り換えており、これへの改善要望があることから、より効率的で安心・安全な通学形態の確保という視点からは、詳細にはこの点を含めての検討となるものと考えられる。

(委員)

安心・安全の確保に向けて既存の路線バスルートで想定していくという観点からすれば、詳細検討の段階に入れば、バス停留所までの道路状況等、危険箇所の有無を含めて、PTA等の意向を踏まえての検討を進めることも必要ではないか。

(事務局)

様々なケースを想定した検討を進めることが必要になると考える。加えて、摩気小学校区と西本梅小学校区はルートの的にも一体的な検討が必要であると考ええる。

(委員)

現時点で、平成26年度において想定される園部中学校ブロックにおけるバス通学児童数を確認したい。

(事務局)

摩気小学校区及び西本梅小学校区における平成26年度の児童数として合わせて80名程度を想定している。

(委員長)

教育長からも報告があったとおり、西本梅地区については中学生の同乗を想定しているかどうかも検討論議に必要な想定内容である。また、同乗を想定の場合、小学生は全員座着することを条件にしても、1台での運行が可能であるのかどうかの検証も必要であると考えているかどうか。

(事務局)

中学生同乗による1台運行を想定した場合、安心・安全の確保からの小学生全員の座着となると、その際にはバスの大型化の検討が必要となると考えている。

現状、八田線において園部中学校のバス通学については、下校時に生徒数によって運行バスの大きさを変更していることもあり、変更しない方式をとる場合においては、最大定員60名のバス運行が想定される。

この内訳は座着40名と立席20名であり、この場合であると想定する最大時の児童数27名である小学生の全員座着は可能となるのではと想定している。

(委員)

小学生との同乗により、現行の中学生用バスの時刻に変更が生じることはあるのか。

(事務局)

小学生と中学生が同乗すると仮定した場合、小中学校ともに始業に間に合う運行ダイヤを別途編成することになると考えられる。

(委員)

中学生が小学生に席を譲ることが大切になる。このあたりの啓発指導が重要な点でもあると考える。

(事務局)

具体化する上でも重要な課題であると考えているが、バスの大型化が実現すれば、多くの中学生も含めて座着が可能になってくるものと考えられる。

(委員)

バスの形態は、基本的に既存の路線バスルートを中心に想定したものか。

(事務局)

今後、現実的には市長部局との調整も必要であるが、全てを既存の路線バスにあてはめるという考え方ではなく、まずはスクールバスという考え方に立って検討いただくことは大切ではないかと考える。

(委員)

路線バスとスクールバスとの併用とするメリットとデメリットについては、どのように整理しているか。

(事務局)

必要となる経費面からのメリット・デメリットが生じると分析している。スクールバスを運行するに際しては、委託形態を採ることも考えるが、その際には委託経費が必要となる、これは、市予算からすると新たな歳出経費であり、これに対する国府の補助制度はないと聞いている。対して、現行の路線バスの運行には国府の補助がある。一方、スクールバス方式をとれば、現行の西本梅地区の中学生に不便をかけている乗換えや、登下校での異なる通学ルートになることはすべて解消できることになる。さらに、学校近辺の安全な所を乗降場所とすることも可能となる。

(委員)

中学校の自転車通学に関して、冬季におけるバス利用の希望が生じた場合の対応はどうなるのか。この点も想定した計画案づくりが必要であると考えている。

(事務局)

市全体の中では、地域性を考慮する中で冬季限定のバス通学で対応している地域もある。この先例をベースした検討を進めることになると考えている。

(委員)

現行の路線バスとスクールバスの併用は理解を得にくいと考える。安全安心の観点からすれば、仮に経費的な課題をもって併用案とするのはなおさら厳しい。また、逆に路線バスだけの活用というのは、路線バスの運行がない地域があることから、この案も最良とは言えないと考える。

(教育長)

考えられる想定事例から検討協議いただき、教育委員会としては各PTAからの要望を勘案するならば、各再編対象通学区域におけるバス通学に関しては、スクールバス方式運行は重要な論点になると思われる。

(委員長)

基本構想上の園部小学校校舎を拠点とする通学区域は、園部小学校・摩気小学校・西本梅小学校の3通学区域とし、再編整備を進めるにあたってのバス通学の形態に関しては、基本構想に照らし、また、PTA 要望を踏まえる中での教育委員会の基本的な方向性として、スクールバス方式を教育委員会原案とすることを結論としたいがどうか。

また、事務局においては、この原案により市長部局と調整協議を進められたい。なお、その後の調整結果についても確認しながら、最終的な計画(案)を導き出していくこととしたい。以上について、各委員の賛否を諮りたい。

(委員長)

\*各委員一人一人に諮り、全員同意されたことを確認。

(委員長)

併せて、構想どおりの3校通学区域の再編における児童数と施設整備等について確認し、検討しておきたい。

(事務局)

3校再編時における全校児童数の推移は、基本構想検討の際の説明のとおり、500名後半から600名前半で推移し、平成25年度においては全学年3学級となるが、再編後は2つの学年で4学級編制が見込まれることから、2学級分の普通教室の整備が必要であると考えている。

(委員)

園部小学校が園部第二小学校と分離する前は、全校で700名以上の児

童数であったことを考えると、分離前の状態にまでは至らないと考えられる。園部小学校においては多目的室が児童数増に備えて整備されていると聞くが、普通教室の確保については、当面どのように考えているか。

(事務局)

最終的には多目的室の活用も考えられるが、再編後の児童の交流も重要な要素であることから、利用頻度の低い特別教室の普通教室替えも選択肢として検討している。

(委員)

分離前のPTA会長であったこともあり、安全・安心面の検討を願っておきたい。

(委員長)

続いて、基本構想上の園部第二小学校区における通学方法に関して検討議論を進めたい。園部小学校区に関する説明と同様に事務局からの検討経過の説明を受けたい。

(事務局)

現行の路線バスに基づく通学経路について管内図等を用いて説明。

園部小学校区での論点であったバス通学を想定した際の利用児童数と安全・安心の観点からの説明をし、前者については、現行の川辺小学校区における平成26年度時点の児童数を30名前後と想定しており、バスの規模・台数に関しては大型1台で可能であると分析している。なお、当地域の中学生については、現状、摩気地域と同様に自転車通学となっている。

(委員)

市内の現行の運行バス形態について確認しておきたい。

(事務局)

現行のぐるりんバスは1日3便の運行が行われている。しかし、これは一般乗客対象の路線バスであることから、スクールバスとしての増便を調整依頼し協議することとなる。

(委員長)

スクールバスとしての運行要望が多くあることから、先ほどの確認どおり、是非、市長部局に可能となるような具体調整を願いたい。

(委員)

スクールバスとして運行した場合、一般混乗の希望が上がることもあるのではないかと。

(事務局)

想定できることであるが、あくまでも、先ずスクールバスの運行があつてからのことであり、仮に要望があつてもそれからの検討課題となると考えている。

(委員)

園部中学校ブロックにおける現状のバス利用通学の形態について確認するが、現状のスクール便の運行本数としては、登校時に1本、下校時に低学年用と高学年用の2本というのが基本形になっているのか。

(事務局)

基本形はそのとおりである。但し、高学年の下校時に低学年も一緒に下校をする学校・地域もある。この度のPTA要望の中にも、安心・安全の観点から高学年と一緒に下校を願うものがある。この点に関しては、学校運営とも関わるが、バス運行に係る部署との詳細調整を進めることとなる。

(委員)

市全体の交通形態・利用の観点からも、スクールバスへの一般乗客の混乗形態の要望や利用状況を把握しておく必要があると考える。

(事務局)

日吉・美山における事例として、自治体の運営方針としてスクールバスへの一般乗客の混乗形態を進め、一般乗客利用者の利便性の向上を図ってきた経緯がある。また、最近では、幅広い運行時間帯と運行本数への要望に対応する形でデマンドバスの運行が実施され、全国的に見てもこの形態にシフトされていく傾向にあると聞いている。

(委員)

スクールバスの運行形態に併せて、運行経路や降車場所も留意すべき点であると考えます。園部小学校校舎を拠点とするスクールバス利用者の降車場所はどのように想定しているか。

(事務局)

スクールバス専用となれば、さらに安全・安心の観点を付加する必要があることから、園部運動公園グラウンド付近での乗降も選択肢として考えられる。

(委員)

園部第二小学校校舎を拠点とした場合、その観点からの想定はどうか。

(事務局)

スクールバス専用となると、学校付近でのバス乗降は可能であると考ええる。

(委員)

安全・安心という点からの調整の上、保護者に安心感を持っていただくことが大切だと考える。スクールバスとしての運行形態を目指した細かな調整が必要であると考ええる。

(委員長)

それでは、その方向で調整願いたい。念のために確認するが、園部第二小学校校舎を拠点とした場合、その校舎等施設面における安全・安心についての問題はないか。

(事務局)

学級数及びその配置については前回どおりであり問題はないが、園部第二小学校からは従来から防犯面での設備対策要望が出されている。この点については検討していきたいと考えている。

(委員長)

安全・安心という観点から、整備検討の上に立って、園部小学校校舎を拠点とする通学区域と園部第二小学校校舎を拠点とする通学区域の通学方法に関して、新たに通学経路となる区域についてはスクールバス運行を基本におくことを原案とすることでよいか。各委員の賛否を諮りたい。

(委員長)

※ 各委員一人一人に諮り、全員同意されたことを確認。



(事務局)

了承された原案に基づき、事務局にてスクールバスについて市長部局と調整を行いたい。併せて、その調整経過を本教育委員会にて報告し、その内容により再検討が必要であれば論議いただくことが必要になると判断する。

(委員長)

ただ今の事務局の原案の扱いについての賛否についても確認したい。

(委員長)

※各委員一人一人に諮り、全員了承されたことを確認。

(委員長)

続いて、「校名」及び「校章」「校歌」に関する論議を進めたい。事務局から、現状について説明を受けたい。

(事務局)

校名・校章・校歌に関する各小学校 PTA からの要望内容は別紙のとおりである。園部中学校ブロックに係る校章・校歌の現状について説明。

(委員長)

前回の臨時会において考え方の共通テーマとしている、すべての子どもにとっての新しい学校教育づくりという、3 中学校ブロックに共通する観点・視点を持って論議を展開したい。

(委 員)

校名に関わる内容が含まれていない PTA 要望に関しては、構想上の拠点校の校名とすることが最良の選択肢とされているのではないかと判断できるのではないかと。

(委 員)

最終的にそのような形での校名に決することとなったとしても、新たな学校教育づくりという考え方を踏まえるならば、校名決定に係る一定の論議経過が必要となると考える。校章・校歌に関しても、同様のことが言えるのではないかと考える。

(委 員)

新しい学校教育づくりという観点から関連することとして、学校行事

を含む学校活動に内容に関する調整協議も必要であると考え。この内容も含めて、協議の場や組織を立ち上げてその場で検討協議するという方向も考えられるのではないか。

(教育長)

学校における教育活動は、毎年度、各学校において編成される教育課程がベースとなる。教育課程に関しては、学習指導要領等により学校長に委ねられていることから、今後、各関係校において協議検討が行われ新たな学校としての教育課程が編成されることとなる。

(委員長)

先に共通認識を図ったように、検討する事項については「新しい学校教育をつくっていく」という考え方に照らしてどうするかという論点に関する基本的な考え方を検討していくことが肝要である。

(委員)

ここでは、再編に関連する全ての小学校について、一旦廃校ということも考えられる。

(委員)

現行の学校における校名の歴史から、現行の校名までに幾回かの改名があったことが解る。従って、廃校となっても、学校の歴史は連綿と続くものであるという意識も広くあるのではないかと考える。

このことも踏まえておくことも必要ではないか。

(教育長)

事務手続き上では、現行の「南丹市立小学校及び中学校設置条例」における学校名を新たな校名に統一記載するという事となる。つまり、あくまで事務手続き上のことであるが、再編対象校のどの学校も各校単独の歴史に一旦区切りを打つということになる。

(委員)

校名を決定するに際しての、その検討と決定方法についての論議も必要であると考え。

(委員)

条例改正時には校名（案）が必要であること。併せて、校歌・校章についても検討の上、案の決定が必要であることからすれば、これらの事

項は一括のものとして捉える内容のものであると認識する。であれば、再編校の関係者からの意見を聴取することもひとつの方法であると考えるがどうか。

(委員長)

教育委員会として説明責任を果たすという点からも、この案件は、この場で論議を進めるべきものであることと併せ、一連の論議と案決定までの経過が大切であると考ええる。

(委員)

校名に関してはこの場で論議し案決定する責任があると考ええる。校章・校歌については、論議の場を別のところに移すことも考えられるのではないか。

(委員)

校章・校歌については、それぞれの学校の歴史や地域性が反映される事項であり、園部第二小学校の開校の際には選定する委員会で公募をする等の方法を取っていたことも先行事例として参照とすることができると思う。

(委員)

新しい学校教育をつくっていくという視点からは、3中学校ブロック全てに共通した基本的な考え方がなければ議論も生まれないと考えるがどうか。

(委員長)

新たな校名にする場合も、現行の校名とする場合も、いずれもその理由を説明する必要があると考ええる。この点も踏まえて論議いただければと思う。

(委員)

この校名・校章・校歌に係る論議は殿田中学校ブロックを除くものとして論議を進めるということであることを確認したい。

(委員長)

この度の再編整備に関する議論であるという位置付けで進めてきている内容であることから、殿田中学校ブロックには言及していないものとして進めるべきであると思う。

(委員)

現行の校名を活かすことも含めて考えると、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とすることが妥当ではないか。

この考え方が全市に向けた説明責任が果たせる最良の考え方であると考ええる。

(委員長)

教育委員会議での校名に係る基本的な考え方として、今回の再編整備構想に基づき、事務上の手続きも含めて、現行の校名をすべて一旦廃止し、新たな校名には各中学校ブロックの地域ブロック名を冠するということに決し、中学校ブロック毎に校名（案）の決定を進めたい。この点について各委員の賛否を諮る。

(委員長)

※ 各委員一人一人に諮り、全員了承されたことを確認全員了承

(委員長)

園部中学校ブロックの拠点校舎に係る校名（案）を検討願う。ここは、既に地域名が校名に位置づいているがどうか。

(委員)

新たな校名（案）として、既に拠点校舎となる2校は「園部」という地名を冠していることから、現行の園部小学校、園部第二小学校が適当ではないかと考える。

(委員長)

園部中学校ブロックにおける拠点校舎の校名は、現行の「園部小学校」「園部第二小学校」を仮称として教育委員会案とすることに決したいが、各委員の賛否を諮りたい。

(委員長)

※ 各委員一人一人に諮り、全員同意されたことを確認。

(委員長)

続いて、校章・校歌に関する検討論議を進めたい。この事項の検討も3中学校ブロックに共通する考え方を探りながら検討願いたい。

(教育長)

校名は条例改正という条例上の手続を伴うものである。校章・校歌はこれには含まれない。むしろ、子どもたちの気持ちに関わるものであると考えられることから、子どもたちにとってどのようにあるべきかを論点に据えるべきではないかと考える。

(委員)

新たな校歌を作りあげるときの場合、完成までにどの程度の期間が必要となるのか。

(事務局)

作成から始まって完成を通して、子どもたちが歌えるようになる練習期間を含めて半年程度が相当期間であると考えている。

(委員)

作詞と作曲とに分別できるが、この対応はどのようにすべきか。先行事例がないか。

(委員)

園部第二小学校校歌は、作詞を公募し、作曲は専門者に依頼するという方法であった。この時は公募から完成・練習まで10ヶ月もは期間を要しなかったと記憶している。

(委員)

市立小学校の校歌の歌詞は、相対的に公募という方法がよく採られているのか。

(事務局)

どの学校の校歌も、それぞれの地域のシンボリックなものや地名を含んだ校歌であることが特徴となっている。従って、作詞については、地域の特徴に精通した方によるものであると判断できる。作曲は、音楽の専門家に依頼することが一般的ではないかと判断する。作詞の公募形態を採ることも最近のパターンとしては比較的多くなっている。

(委員)

作詞は公募を行うという手法を採ることで、新たな学校づくりということにつながることも考えられる。

(委員長)

校歌は新たな校区にマッチした歌詞を公募していくという考え方を含め、大きく捉えると「校歌」は新たに作っていくという方向を基本的な考え方とするか。論点を絞りながら進めたい。

(委員)

公募することで多くの応募があればよいが、また、相応しい作品があればよいが。応募数や内容の点で不確かな要素があると思うがどうか。

(委員長)

公募したものから厳選し、これに補作するという手法も考えられる。

(教育長)

比較的好く採られる方法として、選定する委員会を立ち上げて、例えば、公募を行い選定する中での補作を含めてここに委ねるという方法もある。PTA 関係者や音楽の先生等がこの委員会に属していただくことも可能になると考える。

(委員)

曲を自作とするか依頼とするかも含めて、選定する委員会に委ねることとしてはどうか。

(委員)

作詞は公募で行うことなどを含めて、委員会に委ねる方法は採れるのではないか。

(委員長)

公募にするという手法を含めて、これを委員会方式を採用することで、保護者や関係者の思いも入れることができると判断できるがどうか。

(委員)

手法も含め保護者や関係者の思いを広く取り入れることが望ましいと考える。

(委員長)

検討内容を集約して、「校歌」に関しては、新たな校歌を作ることも考慮し、その方法として、別途委員会方式により決定していくことに決するのが最良であると考えがどうか。賛否を諮りたい。

(委員長)

※ 各委員一人一人に諮り、全員同意されたことを確認。

(委員長)

校歌に係る検討論議の続き、校章に関する論議を進めたい。

(委員)

校歌と同様に新たな作成が必要であるのか。検討を進めるにあたり、子どもたちの学校生活の中における校章の位置付けについて確認したい。

(事務局)

体操服や通学帽子、ランリュック、校旗や緞帳等、学校の日常に係るものが多数ある。

(委員)

過去の事例として、園部第二小学校の校章はどのような経過で決定したのか。

(委員)

校歌と同様、公募方法により決している。

園部中学校ブロックの場合は、校名を拠点校舎の現行校名のままとするならば、新たに作成することなく現行の校章とすることも一つの案として考えられる。また、校歌と同様に、検討委員会に校章に係る協議決定を委ねるということも考えられる。

(委員)

検討委員会での検討の結果、現行のままという結果になるということも想定することもできると考えるがどうか。

(委員長)

新たなものを作るということでの検討を行いつつも、そのような結果となり得ることも含めて検討委員会としての判断に委ねることになると考えられる。

(教育長)

検討委員会の中に、再編関係校の PTA 保護者の方々や地域関係者等に入れていただき検討していくことが望ましいあり方ではないかと考える。

(委員長)

校章に関しては、校歌作りと同様に学校等関係者により組織する検討委員会へ委ねる方式を採ることが最良ではないかと判断できるかどうか。賛否を諮る。

(委員長)

※各委員一人一人に諮り、全員同意されたことを確認。

(委員)

加えて、校歌や校章に関して、仮に変更された場合にあっては、変更前のものをメモリアル的に残すことも検討するべきであると考える。

(教育長)

歴史をつなぐという観点からの配慮と検討が必要であると考える。

(委員長)

校名・校歌・校章に係る最終結論（案）を確認したい。

校名については、3中学校ブロックの全ての小学校の校名を事務手続き上一旦廃止し、今回の再編に関しては各中学校ブロック名を冠した校名とする。なお、本日協議の園部中学校ブロックの拠点校舎の校名（案）はいずれも仮称扱いとなるが「園部小学校」「園部第二小学校」とするというのが結論であった。

また、校歌・校章に関しては、3中学校ブロック共通のものとして、検討委員会で選考の上制定するという考え方とし、公募とするか否かも含めて検討委員会での検討協議に委ねるという結論であった。このように整理できればという条件がつくが、当初構想どおり園部中学校ブロックの再編年次は平成26年度でよいか。各委員に再確認をする。

(委員)

\* 全員了承

(委員長)

本日は、前回に続けて園部中学校ブロックについて検討願い、通学区域や通学方法に関する議論と決定に加えて、校名・校歌・校章に関して、基本的な考え方を含めて確認した。

次回は、この基本的な考え方を踏まえて、八木中学校ブロックと美山中学校ブロックに関する検討を進めることとしたい。以降、継続審議してきた事項の結論等を踏まえた事務局作成の最終まとめ（案）を確認・



承認した上で、具体計画の原案に係る論議を進めることとし、本日の審議を終えたい。

(委員)

\* 全員了承